

発議第 13 号

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度の拡充を  
求める意見書の提出について

子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を  
次のとおり提出しようとする。

令和元年9月30日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

市川 岳人

嶋岡 壯吉

生中 正嗣

近森 正利

北出 忠良

記

## 子どもをめぐる貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の「国民生活基礎調査(2016)」によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯(10.7%)より著しく厳しい経済状況におかれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校にしか居場所がないというような子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構(OECD)平均の30%を大きく上回っています。(OECD「図表でみる教育2018」)。

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、県教委が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、“標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減をはかる”等、制度のさらなる緩和・拡充を求めています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月30日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛